

令和 7 年 7 月 2 日

熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)及び熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)発表時の対応について

令和 6 年 4 月に改正気候変動適応法が施行され、熱中症警戒アラートが熱中症警戒情報として法に位置付けられるとともに、重大な健康被害が発生するおそれがある場合に発表される熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が創設されました。

1. 発表時の対応

(1) 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)

前日 14 時頃に兵庫県または大阪府に翌日の熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が発表されたときの対応は以下のとおりとする。

・市立幼小中特別支援学校は「熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)当日」を臨時休業とする。

※夏季休業日も、同様の対応とする。

例：9月2日14時頃に環境省から発表 ⇒ 9月3日は臨時休業

(2) 熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)

従来通り「熱中症予防運動指針(尼崎市版)」に基づく対応とする。

2. 発表基準

(1) 熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)

特定の日における暑さ指数(WBGT)の最高値が、都道府県内の全ての情報提供地点(参考：兵庫県19箇所、大阪府6箇所)において35以上と予測される場合に熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)が前日14時頃に発表されます。熱中症特別警戒情報(熱中症特別警戒アラート)発表時は、過去に例のない危険な暑さであり、熱中症救急搬送者数の大量発生を招き、医療の提供に支障が生じるような、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあります。

なお、暑さ指数(WBGT)が35に達しない場合であっても、自然的社会的状況により、熱中症による国民の健康に重大な被害が生ずるおそれがあると認められるような場合も発表する場合がありますとされています。

(2) 熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)

特定の日における暑さ指数(WBGT)の最高値が、府県予報区等内のいずれかの情報提供地点において33以上と予測される場合に熱中症警戒情報(熱中症警戒アラート)が発表されます。